



令和 2 年度

国の予算編成及び施策に関する要望

令和元年 7 月

全国町村議会議長会

目 次

第1	東日本大震災からの復興	1
第2	原子力発電所事故からの復興	3
第3	大規模自然災害からの復旧及び大規模災害対策の確立	6
第4	地方創生のさらなる推進	9
第5	参議院選挙における合区の解消	11
第6	分権型社会の実現と道州制導入反対	12
第7	町村財政の強化	14
第8	議会の機能強化及び多様な人材を確保するための環境整備	18
第9	監査機能の強化	22
第10	農業・農村振興対策の強化	23
第11	森林・林業・山村振興対策の強化	27
第12	水産業・漁村振興対策の強化	30
第13	中小企業振興対策の強化	33
第14	環境保全対策の推進	35
第15	情報化施策の推進	38
第16	地域保健医療の向上	40
第17	医療保険制度の改善	42
第18	介護・高齢者福祉の充実強化	44
第19	少子化対策・障がい者福祉施策の推進	46
第20	教育・文化の振興	48
第21	生活環境施設の整備促進	51
第22	消防体制の強化	53
第23	人権擁護の推進	55
第24	交通体系の整備促進	56
第25	国土政策の推進	58
第26	北方領土の早期返還の実現、竹島の領土権確立及び尖閣諸島 海域での安全操業の確保	61
第27	基地対策の推進	63
第28	特定地域の振興	64

第1 東日本大震災からの復興

東日本大震災から8年が経過し、国の定める復興期間も残すところ2年足らずとなり、生活インフラの復旧はほぼ完了し、産業・生業の再生も着実に進展するなど、復興の総仕上げにかかる時期を迎えているが、復興の進捗状況は地域によってばらつきがあることから、「復興・創生期間」終了後においても、国が、被災地の各種復興事業を継続的に支援する仕組みづくりが必要である。

また、今後は、被災者の見守りや、コミュニティの形成、被災児童への支援といった「心の復興」にも真摯に取り組まなければならない。

よって、下記事項の実現を図るよう、強く要望する。

記

1 復興のための財政措置等

- (1) 財政基盤の脆弱な被災町村が、復旧・復興を加速化できるよう、国は、被災地の現状と意見を踏まえながら、新たな基本方針に基づき、復旧・復興が完了するまでは、万全の予算措置を講じること。
- (2) 被災自治体に対する人的支援等が中・長期にわたり円滑に行えるよう、派遣元・派遣先自治体に対する財政支援を継続すること。
- (3) 避難者や被災自治体の行政機能を受け入れている自治体に係る地方交付税の算定については、当該受け入れに要する財政需要を通常の財政需要額とは別枠で確保すること。
- (4) 被災地域の復興のために必要な取組が確実に実施されるよう、復興交付金制度の期間を復興が完了するまで延長し、必要な予算措置を講じること。

2 被災者支援施策の充実・強化

- (1) 地震、津波等により生活基盤を失い、未だ厳しい環境で生活再建に取り組んでいる被災者に対し、保健・医療・福祉、教育など生活全般にわたる

きめ細かい支援を機動的に実施すること。

- (2) 被災者の心身のケアや孤立防止、生きがいつくりなど「心の復興」の取組に万全の措置を講じること。

3 地域産業の復興支援

- (1) 農林水産業の復旧・復興が一日も早く実現できるよう、「農業・農村の復興マスタープラン」及び「水産基本計画」に基づく施策を着実に実施すること。
- (2) 震災や風評被害を受けた商工業や観光業等に対しては、税財政支援や金融支援等、各支援策の拡充・強化を図ること。

4 公共インフラの早期整備

- (1) 復旧・復興に係る公共事業の円滑な施行を図るため、建設業の人手不足、資材の不足や高騰について、早急に対策を講じること。
- (2) 地震・津波によって被害を受けた鉄道、道路、防潮堤、学校、病院等のインフラ整備を着実に行うこと。

5 復興庁後継組織の設置

復興庁の設置期限は令和2年度末までとなっているが、震災からの真の復興・再生を成し遂げられるまで、国による復興推進体制の維持が不可欠であることから、復興庁後継組織については、被災町村の意見を十分踏まえ、必要な事業を確実に実施できるよう、政治の責任とリーダーシップを発揮する組織体制を確実に構築すること。

第2 原子力発電所事故からの復興

東北地方太平洋沖地震の影響により発生した東京電力福島第一原子力発電所事故から8年が経過したが、帰還困難区域に指定された地域の被災者の方々は、故郷へ帰還する見込みすら立たず、不自由な避難生活が続いている。

一方で、帰還困難区域を除くほとんどの地域では、復興・再生に向けた動きが本格化しているが、避難指示解除区域における生活環境の整備や産業・生業の再生、風評被害の払拭など取り組むべき課題も多く、福島の復興・再生は、他の被災県に比べて立ち遅れており、復興・創生期間後も継続した国の支援が必要である。

よって、下記事項の実現を図るよう、強く要望する。

記

- 1 「原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針」に基づき、原子力災害からの復興・再生を着実に実施すること。

特に、汚染水問題を含む廃炉に向けた取組みについては、「中長期ロードマップ」に基づいて、国の責任で着実に実施すること。

- 2 東京電力福島第二原子力発電所の全基廃炉を早急に決断し実行するよう、東京電力に強く働きかけること。

- 3 避難指示解除区域への帰還に向けた環境整備を促進するため、あらゆる世代の住民が将来に希望を持てるよう、帰還者への十分な生活再建支援とともに、教育、医療、介護・福祉、商業施設の復旧・再開、道路整備などへの支援を強化すること。

特に、保健医療福祉を担う人材不足が依然として深刻であることから、医師・看護職員、介護職員等の人材確保に向けた支援を強化すること。

4 帰還困難区域の「特定復興再生拠点区域復興再生計画」の内容を実現し、計画期間内の避難指示解除を確実にできるよう、責任をもって取り組むこと。

また、特定復興再生拠点区域整備にあたっては、十分な予算を確保するとともに、除染はもとより廃棄物等の処理を国の責任で確実に実施すること。さらに、特定復興再生拠点区域以外の帰還困難区域についても、将来的に全ての避難指示を解除できるよう、住民帰還に向け除染やインフラ整備などの支援を講じること。

5 避難区域の解除等に伴い、警戒態勢が解除された地域への出入りが多くなるなど、さらなる治安維持の強化が求められていることから、避難指示解除区域等の防犯・防火体制を強化すること。

6 避難指示区域等で増殖した野生鳥獣が周辺地域を含め甚大な被害を及ぼしていることから、避難指示区域等への帰還に向けた環境整備を進めるため、抜本的な鳥獣被害防止対策を講じること。

7 原発事故により生じた直接被害や風評被害及び地方公共団体の減収等の損害について、被害の実態に見合った賠償を的確かつ迅速に行うこと。

8 除染については、フォローアップ除染の実施など除染後の線量実態に応じた必要な措置を確実に実施すること。

また、除染土壌の減容・再利用にあたっては、安全を最優先とすることはもとより、国民理解の醸成を図りながら進めること。

9 間伐等の森林整備と放射性物質対策の一体的な実施、農業用ダム・ため池の放射性物質対策を加速化すること。

また、農業用以外のダム・ため池、河川、湖沼についても、環境回復の現状を踏まえ、除染対象とするとともに、国が策定した「森林・林業の再生に

向けた総合的な取組」を着実に進めること。

- 10 放射性物質に汚染された農林業系副産物の処理について、焼却処理以外の処理方法等を示すとともに当該処理等に要する経費の財政支援を講じること。
- 11 中間貯蔵施設に係る「当面5年間の見通し」及び事業方針に基づき、最終処分場を含め、国が責任をもって全ての放射性廃棄物を安全に管理・貯蔵すること。なお、今後一層、搬入量が増加すること等を踏まえ、幅員狭隘個所の拡幅など対策を緊急に講じるとともに、道路交通及び道路環境に十分配慮し、輸送の安全確保に万全を期すこと。
- 12 避難が長期化している被災者に対し、住居、雇用、教育等生活全般について、きめ細やかな支援策を充実・強化すること。
特に、災害弱者である子どもや高齢者、障がい者等に対する支援を強化すること。
- 13 原発事故に伴う住民の健康管理にあたっては、国が責任をもって健康被害の防止を図るとともに、不安の払拭に向けた取り組みを強化すること。
- 14 「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」に基づき、原子力災害に伴う風評払拭及び風化防止に向け、国内外に対する正確な情報発信を強化するとともに、農林水産物をはじめとした福島県産品等の販路の回復・拡大、教育旅行やインバウンドを含めた観光誘客の促進などへの取組を市町村等が継続して取り組めるよう必要な財源を十分確保すること。
- 15 全国の児童生徒及び国民が放射線や福島県の実情に係る知識を正しく理解することができるよう、「福島復興再生特別措置法」に基づき、教育委員会や学校が行う取組への支援を行うとともに、いじめや風評、差別等を防止する教育を推進すること。

第3 大規模自然災害からの復旧及び大規模災害対策の確立

我が国は、その位置、地形、地質、気象などの自然的条件から、台風、豪雨、豪雪、洪水、土砂災害、地震、津波、火山噴火などの自然災害が発生しやすい国土となっている。

東日本大震災以降も、平成28年熊本地震、平成29年7月九州北部豪雨、平成30年7月豪雨、平成30年北海道胆振東部地震等の災害が発生し、被災地では、住民生活や経済活動に重大な影響を及ぼしている。

被災町村では、日夜、復旧作業に取り組んでいるところであるが、財政基盤が脆弱であることから、国による支援が必要不可欠である。

加えて、これまで経験した自然災害の教訓を踏まえ、将来、想定される南海トラフ地震、首都直下型地震、東海地震等の大地震や火山噴火、台風、集中豪雨等による大規模災害に備えた災害対策を強化しなければならない。

よって、下記事項の実現を図るよう、強く要望する。

記

1 平成28年熊本地震からの復旧・復興

「平成28年熊本地震」では、熊本県を中心に多くの住家が全半壊し、発災から3年が経過した今もなお1万4千人余りの方々が仮設住宅での生活を余儀なくされていることから、被災町村が、中長期的な視野に立って、住まいの再建を中心とした復興事業に取り組むことができるよう、十分な財政支援をはじめ万全の措置を行うこと。

2 多発する豪雨災害からの復旧・復興

「平成29年7月九州北部豪雨」及び西日本を中心とした「平成30年7月豪雨」は記録的な大雨を観測し、大規模な土砂災害、浸水被害をもたらした。

被災地町村が、道路、河川、砂防等の災害復旧事業及び被災者の生活再建、

地域産業の再生などの復興対策に着実に取り組むことができるよう、十分な財政措置を行うこと。

3 平成30年北海道胆振東部地震からの復旧

「平成30年北海道胆振東部地震」では、強振動によって広い範囲で土砂崩れが発生するとともに、ライフラインやインフラに大きな被害が生じたことから、被災町村が、計画に従って着実に復旧事業に取り組むことができるよう、十分な財政措置を行うこと。

4 大規模災害対策の確立

(1) 「災害対策基本法」、「大規模災害からの復興に関する法律」、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」、「首都直下地震対策特別措置法」、「活動火山対策特別措置法」が円滑に運用できるよう、町村に対し、技術的・財政的支援を行うこと。

また、地震、火山噴火、台風、集中豪雨等による大規模災害に対応するため、国民の生命・財産を守るための社会資本整備に十分な予算を確保すること。

(2) 庁舎や避難所など公共施設の耐震化対策に計画的に取り組めるよう、緊急防災・減災事業債の恒久化・拡充など、国土強靱化と防災・減災対策を加速するための財政措置を講じること。

(3) 頻発する台風や集中豪雨等の災害に備え、海岸事業、急傾斜地崩壊対策事業をはじめとした土砂災害防止事業及び治山治水事業を推進すること。

(4) 地震・津波・火山噴火に対する予知観測施設の強化及び災害予報体制を早急に確立すること。

(5) Jアラート（全国瞬時警報システム）・Lアラート（災害情報共有システム）を始め多様な情報提供手段を活用し、迅速かつわかりやすい災害・危機管理情報の提供を行うなどにより、国民の安全・安心を守るための防災・

危機管理体制の更なる充実強化に取り組むこと。

- (6) 大規模災害時に生じる膨大な災害廃棄物について、広域的な処理体制を確立すること。

第4 地方創生のさらなる推進

我が国が直面する急速な少子・高齢化、本格的な人口減少社会の到来に対応するため、国が策定した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、今年度で最終年度を迎える。

町村はこれまでの4年間、国の総合戦略を踏まえた地方版総合戦略に基づいて地域と一体となって、創意工夫を活かした施策の「事業展開」に取り組んでいるところであるが、財政基盤の脆弱な町村が、地方創生を更に深化させるためには、これまでの検証を踏まえたうえで、第2期総合戦略に沿った施策の推進及び財政支援が必要不可欠である。

よって、下記事項の実現を図るよう、強く要望する。

記

1 第2期地方版総合戦略策定に関する支援

第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定にあたっては、地方の意見を十分に尊重するとともに、重要業績評価指標（KPI）については、町村が創意工夫を凝らして行った施策が適切に評価される仕組みを構築すること。

また、第2期の地方版総合戦略や地域再生計画の策定にあたっては、町村の事務負担が過度なものにならないよう必要な支援を行うこと。

2 地方創生の深化に向けた施策の着実な推進

- (1) 人口減少の克服と地方創生のため、町村が自主性・独自性を発揮し、様々な施策を着実に進めることができるよう、「まち・ひと・しごと創生事業費」（1兆円）を継続し、拡充すること。
- (2) 地方創生推進交付金については、新たな発想や創意工夫を活かした事業に柔軟かつ積極的に取り組んでいけるよう、自由度の高いものとするとともに、その規模を拡充すること。

また、地方創生に係る事業を円滑に実施するため、必要な財源を継続的に確保すること。

- (3) 地方への新しいひとの流れをつくり、東京一極集中を是正するため、企業・大学・政府機関等の地方移転など、引き続き積極的に推進すること。
- (4) 都市から地方への移住・交流を推進するため、若者を中心とした UIJ ターン対策の抜本的強化、女性や高齢者等の活躍の推進、国民の関心を惹きつける効果的・戦略的な情報発信などの取組を積極的に推進すること。
- (5) 地方創生に積極的に取り組む小規模町村に対し、国家公務員等の人材を派遣する「地方創生人材支援制度」については、希望する町村に適切な人材を派遣されるよう、必要な人材を確保すること。

第5 参議院選挙における合区の解消

平成 28 年の参議院選挙において、憲政史上初となる合区による選挙が実施されたが、当該県では、候補者との接する機会が減少し、さらには自らが居住する県から議員を選出することができない等の理由から投票率が低下する事態を招いた。

本年 7 月の参議院選挙から、比例代表の定数を増やした上で拘束名簿式を導入することにより、合区によって選挙区から立候補できない候補者を救済する措置が講じられたが、合区の解消には至っていない。

我が国では、国と地方が団結して、地方創生に取り組んでいるところであるが、地方の活性化を図るためには、当事者である地方の意見を国政に反映させるための仕組みが必要である。

よって、地域の代表が国政に参加できるよう、早急に合区を解消し、都道府県ごとに議員を選出できる選挙制度を確立することを強く要望する。

第6 分権型社会の実現と道州制導入反対

国から地方への事務・権限の移譲等については、「提案募集方式」における地方公共団体からの提案等を踏まえた「第9次地方分権一括法案」が、令和元年5月31日に成立し、真の分権型社会に向けての施策が着実に進展している。

道州制の導入に向けた動きについては、与党内での議論は小休止しているものの、道州制が導入された場合、多くの町村は、事務権限の受け皿という名目のもと、事実上の強制合併を余儀なくされ、住民と行政の距離が遠くなり、住民自治が衰退してしまうことは明らかである。

よって、下記事項の実現を強く要望する。

記

1 地方分権改革の推進

- (1) 国と地方の役割分担の見直しにあたっては、町村の意見を十分に踏まえ、一体的に権限・事務・税財源の移譲を進めること。
- (2) 義務付け・枠付けの廃止・縮小、「従うべき基準」の参酌基準化及び条例制定権の拡大を図ること。その際、町村が条例化に向けて検討を行えるよう適切な情報提供を行うこと。
また、国が制度の創設・拡充等を行う際に、町村に対して新たな計画等の事務負担を課さぬよう配慮すること。
- (3) 地方分権改革における「提案募集方式」については、提案実現に向け積極的に検討し、提案を反映すること。
- (4) 国と地方の二重行政の解消等による行政の簡素化を図ること。
- (5) 法令によって都道府県から市町村へ権限移譲を行うにあたっては、市町村の名称のみで差を設けることなく、市町村と十分協議すること。
- (6) 全国画一的な制度を見直し、町村の地理的状況や文化・歴史等を踏まえ、町村が主体的に選択、実施できる制度の検討を進めること。

2 道州制の導入反対等

- (1) 道州制は絶対に導入しないこと。
- (2) 市町村合併は本来自主的に行うべきものであり、強制しないこと。
- (3) 広域連携は本来自主的に行うべきものであり、強制しないこと。

また、圏域における行政体制のあり方については、町村の意見を十分に尊重すること。

第7 町村財政の強化

町村は、自主財源の乏しい中、自ら徹底した行財政改革を断行し、住民福祉の向上のため、直面する諸課題に積極的に取り組んでいるが、急速な少子化と人口の流出により、厳しい財政運営を余儀なくされている。

一方、我が国では、国と地方が一体となって、人口減少を克服し、地方創生の実現に向けた本格的な事業展開に取り組んでいるが、この問題は直ちに成果がでるものではなく、国と地方の信頼関係の下、一步ずつしっかりと計画を実行していくほかはない。

こうした中で、町村が地域の実情に応じて創意工夫を凝らし、自主性・独自性を最大限発揮して地域づくりを進めるためには、地方の社会保障財源の安定的確保、税源移譲と偏在性の少ない安定的な地方税体系の構築を進める一方、大都市への税財源の一極集中を是正し、地方交付税総額と合わせ、一般財源総額の充実確保が不可欠である。

よって、下記事項の実現を強く要望する。

記

1 地方税等自主財源の強化

- (1) 地方の歳出規模と地方税収入の大幅な乖離を縮小するため、国税と地方税の税源配分を歳出ベースに合わせること。
- (2) 東京への税財源の一極集中を是正すること。
- (3) 地方税は、地域偏在性の少ない税目構成とすること。
- (4) 幼児教育の無償化や待機児童の解消など社会保障施策を実施するための財源を確実に確保すること。
- (5) 個人住民税については、地域の住民サービスを支える基幹税としての役割や応益課税としての性格の重要性を踏まえ、その充実・確保を前提として検討を行うとともに、課税ベースの縮小につながるような新たな税額控

除の導入や政策誘導的な控除の拡大は行わないこと。

- (6) 固定資産税における償却資産については、資産の保有と市町村の行政サービスとの受益の関係に着目して課税されるものであり、事業の用に供している限り、一定の価値が存することから、現行制度を堅持すること。

なお、平成 30 年度税制改正において創設された固定資産税の時限的な特例措置については、今回限りのものとし、その期限の到来をもって確実に終了するとともに、その期限までの期間内であっても対象の拡充は断じて行わないこと。

- (7) 地方税に影響を及ぼす国税の特別措置及び地方税の非課税措置を整理縮小し、町村税源の確保を図ること。

特に、固定資産税における非課税措置、課税標準の特例措置の整理合理化を図ること。

- (8) 自動車関係諸税のあり方について今後検討を行う場合には、地方税収の安定的な確保を前提としつつ、地方の生活の足となっている自動車の利用実態を考慮すること。

- (9) 国有提供施設等所在市町村助成交付金（基地交付金）及び施設等所在市町村調整交付金（調整交付金）を充実確保すること。

- (10) 入湯税は、温泉観光地の所在する町村にとって、環境衛生施設、消防施設等の設備や観光振興のための貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。

- (11) ゴルフ場利用税は、道路整備や環境対策など、ゴルフ場所在町村の行政サービスと密接な関係を有し、本税の 10 分の 7 が町村にとって極めて貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。

- (12) 航空機燃料譲与税については、空港関係町村における航空機の騒音等による障害の防止や空港周辺整備等に要する貴重な財源となっていることから、令和 2 年 3 月末までの特例措置の延長等、町村に減収が生じることをないようにすること。

2 地方交付税の充実強化

- (1) 地方交付税は、地方固有の財源であり、その性格を制度上明確にするため、名称を「地方共有税」に変更すること。

また、国の一般会計を経由せず「地方交付税（地方共有税）及び譲与税特別会計」に繰り入れること。

- (2) 地方交付税の原資は地域偏在性の比較的大きな税目構成となるようにすること。

- (3) 地方交付税の財源保障機能及び財源調整機能に則り、地方財政計画に町村の財政需要を適切に反映させ、地方交付税の総額を確保すること。

また、大幅な地方の財源不足が続いていることから、地方交付税の法定率を引き上げること。

- (4) 地方の歳出水準については、平成 30 年度の水準を維持することとされているが、町村の安定的な財政運営に必要な地方交付税等の一般財源総額を確実に確保すること。

- (5) 地方は国を大きく上回る行財政改革を実施する中で、不測の事態による税収減や災害への対応に備えるとともに、地域の様々な課題に対処するため、基金の積立を行っているところであり、基金の増加を理由に地方歳出の削減を行わないこと。

- (6) 人口減少の克服と地方創生のため、町村が自主性・独自性を発揮し、様々な施策を着実に進めることができるよう、「まち・ひと・しごと創生事業費」（1兆円）を継続し、拡充すること。

- (7) 「まち・ひと・しごと創生事業費」に係る地方交付税の算定に成果指標を反映させるにあたっては、条件不利地域や財政力の弱い町村に対して、十分に配慮すること。

- (8) 基準財政需要額の算定にあたっては、過疎、離島、豪雪等の条件不利地域の多様な財政需要を的確に反映すること。

また、民間委託等の業務改革を推進するトップランナー方式が導入されたが、具体の算定にあたっては、町村の実情を十分踏まえるとともに、行

財政運営に支障を来すことのないようにすること。

- (9) 町村が人口割合に比べて広い面積を有し、国土保全、水源涵養、食料生産、地球温暖化防止等に重要な役割を果たしていることを考慮し、人口を中心とした配分基準を是正すること。

また、現在、湖沼面積を自治体面積に含めて基準財政需要額を算定しているが、これを海域面積にも適用すること。

3 地方債の改善充実

- (1) 防災・減災対策、公共施設の老朽化対策及び地域の活性化への取組み等を着実に推進できるよう、地方債資金の所要総額の確保を図るとともに、長期・低利な公的資金（特に、地方公共団体金融機構資金）を安定的に確保すること。
- (2) 臨時財政対策債の残高を縮減するとともに、累積する地方債の元利償還については、将来において町村の財政運営に支障が生じることのないよう、万全の財源措置を講じること。

第8 議会の機能強化及び多様な人材を確保するための環境整備

地方分権改革の進展により、地方公共団体の自由度が拡大し、自主性及び自立性の高まりが求められる中、住民の代表機関である地方議会の果たすべき役割と責任が格段に重くなっている。

一方、町村議会においては、全国的な人口減少や高齢化の進行の影響等もあり、議員への立候補者が減少するなど、議員のなり手不足が深刻化している。

議会が住民の代表機関として適切な役割を果たすためには、多様な人材が議員として参画することが求められており、そのためには、地方議会が自主的な取組みを積極的に展開し、議会の魅力を高め、住民の信頼を得るとともに、議員に立候補し活躍できる環境を整えることが必要である。

よって、下記事項の実現を強く要望する。

記

1 地方議会議員の位置付けの明確化

地方議会議員は、地方議会に課せられている団体意思の決定及び執行機関の監視の使命を全うするため、日常的に住民の声を広く聴取し、議案審議、政策立案、行財政の監視及び調査研究等に努める旨を法律上規定すること。

2 議会と長の関係の見直し

- (1) 二元代表制の下では、議会の招集権は本来、議会側にあるべきで、必要に応じて議会を機動的に開催できるよう、議長に招集権を付与すること。
- (2) 議会と長との機能バランスを図る観点から、長の不信任議決の要件を3分の2以上まで引き下げること。

また、不信任議決に対抗する長の解散権行使は廃止し、長の辞職にとどめるよう制度を改めること。

- (3) 条例・予算に係る一般再議権について、特別多数議決を単純多数議決に

改めること。

- (4) 議会の政策提案機能を充実させるため、予算修正権の制約について見直すこと。
- (5) 予算のうち議会費については、議会側の提案をもとに予算を編成する制度とすること。

3 議決事件に係る政令基準の廃止

議会が自律的にチェック機能を発揮するため、議会の議決を要する工事・製造の請負、財産の取得・処分の政令基準を廃止し、条例で規定できるようにすること。

4 議会事務局体制の強化

議会の政策立案やチェック機能を強化するため、町村議会事務局を必置制とし、事務局体制を強化すること。

5 意見書の誠実回答の義務付け

地方議会の意見書については、法律により関係行政庁等の誠実回答の義務付けを明文化すること。

6 兼業禁止の緩和

「請負」要件を明確化するとともに請負禁止の範囲の見直しを検討すること。

特に、個人請負の場合は、請負量を基準とする法人の場合と異なり金額の多寡に関係なく一律に禁止されているが、議会運営の公正性及び事務執行の適正性の確保の観点から、個人も法人と同じ要件に緩和すること。

7 休暇・休職・復職制度の整備

サラリーマンや女性など多様な人材を確保するため、議員への立候補や議

会・議員活動のための休暇・休職制度と議員退職後の復職制度を整備すること。

8 手当制度の拡充

期末手当のほか、例えば育児手当、所得損失手当、世話手当（育児・介護にかかる費用保障）等の支給を可能とし、手当制度の拡充を図ること。

9 議会費に係る財政措置の充実

- (1) 議員報酬など町村議会の議会費について、財政措置を充実強化すること。
特に、低額である町村議会議員の議員報酬が改善されるよう、財政措置の充実強化を図ること。
- (2) 議会内における保育スペースの設置や議会のバリアフリー化等の議会関係施設等整備に対する財政措置を充実強化すること。
- (3) 議会のホームページの開設、議員に対するタブレット端末の貸与、議事の自動音声翻訳、インターネットを活用した議会中継など議会の ICT 化の推進に対する財政措置を充実強化すること。

10 主権者教育の推進

議会への関心を高めるため、学校・家庭・地域において主権者教育を推進し、さらなる地方議会の啓発を行うこと。

11 地方議会議員選挙の活性化

- (1) 多様な人材の議会参加を促すため、供託金のあり方を含めた中で、町村も市と同様に選挙運動用の自動車及び選挙運動用のポスターについて、選挙公営の対象とすること。
また、町村も市と同様に選挙運動用のビラを頒布できるよう制度化するとともに選挙公営の対象とすること。
- (2) 国民の幅広い政治参加や地方議会における人材確保の観点から、選挙権

- と被選挙権の格差をなくし、被選挙権年齢を引き下げること。
- (3) 住民に身近な市町村の選挙については、候補者と有権者との戸口での質疑や討論を可能にする戸別訪問を解禁し、選挙の活性化と自由化を図ること。
 - (4) 市町村議会議員の欠員が議員定数の6分の1を超えない場合の補欠選挙においては、「同一の地方公共団体の他の選挙が行われるとき」(首長選挙)のみではなく、衆議院議員選挙、参議院議員選挙、都道府県知事選挙、都道府県議会議員選挙の場合にも行うことができるようにすること。
 - (5) 市町村合併、解散等により3割弱となっている統一地方選挙の統一率を段階的に復元すること。
 - (6) 個人が都道府県議会議員や政令指定都市の議会議員及びその候補者に係る後援会に対し政治献金を行った場合は、寄附金控除の対象となるが、町村議会議員は対象外であるため、この対象として追加すること。

12 厚生年金への地方議会議員の加入

国民の幅広い政治参加や地方議会における多様で有為な人材確保の観点から、厚生年金への地方議会議員の加入のための法整備を早急に実現すること。

13 公務災害補償制度の充実

地方議会議員の活動範囲及び責任の拡大等に対応し、議員が安心して職務に邁進できるよう、地方議会議員の公務災害補償についても、地方公共団体の長をはじめ一般職までの全ての常勤職における公務災害補償を地方公共団体に代わって行っている地方公務員災害補償基金において実施することとし、その充実を図ること。

第9 監査機能の強化

すべての地方公共団体が自ら責任ある監査を実施するため、監査の独立性・専門性をさらに強化する必要がある。

よって、下記事項の実現を強く要望する。

記

1 監査委員事務局の整備

監査委員事務局を必置制とし、事務局体制を整備すること。

2 監査委員費に係る財政措置の充実

監査委員報酬や監査委員事務局職員に係る費用など町村の監査委員費について、財政措置を充実強化すること。

3 監査委員の独立性の確保

監査の独立性を図るため、監査委員は議会による選挙とすること。

第10 農業・農村振興対策の強化

農村では、大都市に先行して高齢化と生産年齢人口の減少が進行しており、担い手の減少や耕作放棄地の拡大といった深刻な問題を抱えている。

加えて、TPP11（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定）や日EU・EPA（日EU経済連携協定）などの国際協定締結による市場開放圧力が進み、国内農業への影響が懸念されている。

このような状況を踏まえ、我が国農業を持続可能なものとするためには、「農林水産業・地域の活力創造プラン」の目指す、「強い農林水産業」、「美しく活力ある農山漁村」の構築に向けた取組みを行うことが必要である。

よって、下記事項の実現を強く要望する。

記

1 食料・農業・農村施策の推進

- (1) 「食料・農業・農村基本計画」の見直しにあたっては、農業の成長を促進する産業政策と農村の多面的機能の維持を促進する地域政策を確実に実施するための政策を確立すること。
- (2) 「食育推進基本計画」に基づき、地産地消の取組みの推進や地域農業の活性化に結びつく対策を引き続き推進すること。

2 食の安全・安心の確保

- (1) 消費者の食の安全・安心に対する関心が高まっていることから、生産者の顔が見える地域の生産活動への支援強化や、国民への啓発活動を推進すること。
また、国産・輸入食品に対する検査・検疫体制を強化するとともに、食の安全・安心を確立し、消費者の期待と信頼の確保に向けた取組を強化すること。

- (2) 豚コレラ、高病原性鳥インフルエンザ、口蹄疫等の家畜の伝染性疾病については、国の責任において感染経路や発生原因を早急に究明し、再発防止のための万全の対策を講じるとともに、風評被害対策に万全を期すこと。
- (3) 輸入品を含めた農畜産物の安全性を確保するため、HACCP（工程管理システム）や食品トレーサビリティ（生産流通履歴情報把握）のシステム導入に対する支援を拡充すること。

3 農業の持続的な発展

- (1) 地域農業の担い手の育成・確保にあたっては、多様な経営形態や地域の実態に応じた対策を講じること。

また、農業次世代人材投資事業については、新たに農業を志す人がすべて給付対象となるよう、必要な財源を確保すること。

- (2) 地域共同で行う多面的機能を支える活動や、自然環境の保全に資する農業生産活動を支援する「多面的機能支払交付金」、「環境保全型農業直接支払交付金」については、地域の実態を踏まえ、支援策の拡充・強化を図ること。

- (3) 中山間地域等直接支払交付金については、制度の継続をするとともに必要な財源を確保すること。

- (4) 農地中間管理機構については、町村に業務を委託する場合、業務が過大とならないよう配慮するとともに、町村に実質負担が生じないよう措置すること。

また、機構集積協力金については、地域の取組に支障を来さないよう、国において所要額を確保すること。

- (5) 新たな米政策の推進にあたっては、需要に応じた生産を着実に実施するため、生産者に対し、きめ細かな情報提供を行うとともに、地域農業再生協議会への十分な財政支援を講じること。

- (6) 経営所得安定対策について、米価の下落等に対するセーフティネット（融資制度の充実、収入保険制度の導入等）の整備など経営安定に向けた対策

の充実を図ること。

また、水田活用の直接支払交付金（飼料用米等）に係る所要額を継続的に確保し、地域の特色のある魅力的な製品の産地づくりに向けた取組に対する支援を充実すること。

- (7) 担い手の育成や畜種ごとに応じた畜産・酪農経営安定対策を推進すること。

また、配合飼料価格の高騰に対応するため、配合飼料価格安定制度の適切な運用を図ること。

4 農業基盤の整備促進と農村の振興

- (1) 農村経済の発展に資するため、農業生産基盤と生活環境基盤の総合的な整備を推進すること。
- (2) 所有者不明の特定農業用ため池について、管理権を取得した町村が、適切にため池の管理・保全を行うための支援等を講じること。
- (3) 野生鳥獣による農作物等の被害に対しては、関係省庁の連携の下、被害防止に係る抜本的な対策を講じるとともに、「鳥獣被害防止特措法」に基づき町村が作成した被害防止計画が円滑に実施できるよう、鳥獣被害防止総合対策交付金については、実態を踏まえ所要額を確保すること。
- (4) 農産物からエネルギーや素材の供給という新たな役割が期待されていることから、未利用バイオマスの研究開発や利活用のための対策を推進すること。
- (5) 農村を活性化するため、農泊をはじめとする農村と都市との共生・対流を図るための対策を積極的に推進すること。
- (6) 農業・農村の6次産業化の施策の実施にあたっては、農林水産業と商業、工業が連携する「農商工連携」を踏まえ、農業経営の所得向上及び農村地域の雇用創出等を講じること。

5 国際協定への取組

- (1) TPP11 協定、日 EU・EPA については、国内農林水産物の品質や安全性に対する国民の理解をこれまで以上に深めるとともに、影響を受ける農林漁業者が希望をもって経営に取り組めるよう、「総合的な TPP 等関連政策大綱」に基づき、農林水産分野における生産性の向上と競争力の強化に向けた支援を着実に実施すること。
- (2) 日米物品貿易協定 (TAG) に関する二国間協議においては、国内農林水産業に悪影響を及ぼすことがないよう毅然とした姿勢で臨むこと。また、生産現場の不安を払拭するため交渉過程の透明性を確保すること。
- (3) WTO 農業交渉にあたっては、農産物輸出国と輸入国に適用されるルールの不均衡の是正など我が国の提案が最大限反映されるよう、積極的な交渉を行うこと。
- (4) EPA (経済連携協定)、FTA (自由貿易協定)交渉においては、我が国農業の実情に配慮した交渉を行うこと。

第 11 森林・林業・山村振興対策の強化

我が国の林業は、国産材需要に回復の兆しがあるものの、担い手の減少や木材価格の低迷により、生産活動が停滞する厳しい状況にあり、これに伴い、間伐等の施業や伐採後の植林が行われず森林が増加するなど、森林の機能が著しく低下している。また、依然として外国資本等による山林取得が行われており、我が国の水資源・森林資源の保全がおびやかされている現状もある。

一方で、森林の有する自然災害防止、国土保全、水源涵養といった多面的機能を恒久的に発揮させることが強く求められている。

このような現状を真摯に受け止め、「農林水産業・地域の活力創造プラン」にかかる施策を着実に推進するために、新たな木材需要の創出や国産材の安定供給体制の構築等を図り、林業の成長産業化に向けた取組みを行うことが必要である。

よって、下記事項の実現を強く要望する。

記

1 森林・林業施策の推進

「森林・林業基本計画」に基づき、森林の多面的機能の発揮と林産物の安定的供給及び利用に関する目標の達成に向けて、森林・林業施策を総合的に実施すること。

2 森林整備の推進と森林保全対策の充実強化

- (1) 多様で健全な森林の整備・保全を図るため、新たな「森林整備保全事業計画」の実施にあたっては、間伐等の森林整備や山地災害の復旧・予防など目標の達成に向け着実かつ効果的な整備を推進すること。
- (2) 新たな森林管理システムの円滑な運用により森林整備が促進されるよう、地域の実情に合わせた体制整備に資する支援の強化を図ること。

- (3) 林地台帳については、必要な体制整備等の支援を含め、万全の財政措置を講じること。
- (4) 官民一体となって適切な森林の整備・保全、国産材利用などの取組みを行う「美しい森林づくり推進国民運動」を積極的に推進すること。
- (5) 外国資本等による森林買収について、貴重な森林資源や水資源を守るため、有効な対策を検討すること。
- (6) 山林地域における地籍調査の進捗率が低いことから、調査を早急に推進し、所有権及び境界等の実態を速やかに把握すること。
- (7) 自然災害の防止、水源の涵養など国土保全の重要な役割を担う保安林の適切な管理を行うこと。
- (8) 「鳥獣被害防止特措法」に基づき町村が作成した被害防止計画が円滑に実施できるよう、鳥獣被害防止総合対策交付金については、実態を踏まえ所要額を確保すること。

また、森林病虫害による森林被害を根絶するため、広範な防除対策を積極的に実施すること。

3 地域林業の体質強化

- (1) 持続的で健全な林業経営体を育成するため、金融・税制上の支援措置を拡充すること。
- (2) 「緑の人づくり」関連事業の拡充を図り、林業就業者の育成・確保に関する支援措置を強化すること。
また、森林施業プランナーや森林総合監理士（フォレスター）等の人材育成対策を強力に推進すること。
- (3) 地域林業の中核的役割を担う森林組合等の健全な育成を図るため、組織及び経営基盤の強化を推進するための必要な施策を講じること。
- (4) 林業・山村の6次産業化の施策の実施にあたっては、林業経営の所得向上及び山村地域の雇用創出等を講じること。
- (5) 山村を活性化し、豊かな山村社会の形成に資するため、基幹道路網の整

備を促進すること。

- (6) 都市と山村の共生・対流を促進し、里山の再生・整備・利用を推進すること。

4 林産物の安定的供給

- (1) 木材産業の事業基盤を強化し、国際競争力のある国産材を大量かつ安定的に供給するため、森林施業の集約化を推進するとともに、木材加工流通拠点施設の整備を促進すること。
- (2) CLT（直交集成板）の普及、公共・公用建築物を含む非住宅分野での木造化の推進、間伐材等の利活用の支援を強化するため、「林業成長産業化総合対策」に係る経費の所要額を確保し、国産材の安定供給と品質向上のための体制を確立するとともに、木材需要の喚起と拡大を図ること。

5 国際協定への取組

- (1) TPP11 協定、日 EU・EPA については、「総合的な TPP 等関連政策大綱」に基づき、林産物の再生産が引き続き可能となるよう、生産性の向上と競争力の強化に向けた支援を着実に実施すること。
- (2) EPA、FTA 及び WTO 交渉においては、我が国林業の実情に配慮した交渉を行うこと。

第12 水産業・漁村振興対策の強化

水産物の世界的需要が高まる中、我が国の水産業を取り巻く環境は、水産資源の枯渇、漁業従事者の減少・高齢化による担い手不足、輸入の増大による水産物価格の低迷など極めて厳しい状況にある。

このような厳しい現状を真摯に受け止め、「農林水産業・地域の活力創造プラン」の目指す「水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化」に向け、活力ある水産業・漁村を実現することが必要である。

よって、下記事項の実現を強く要望する。

記

1 水産業・漁村施策の推進

水産物の安定供給の確保と水産業の健全な発展を図るため、「水産基本計画」に基づく施策を総合的かつ計画的に推進すること。

2 水産物の安全と安心の確保

輸入品を含めた水産物の安全性を確保するため、HACCP（工程管理システム）や食品トレーサビリティ（生産流通履歴情報把握）システムの導入に対する支援を拡充すること。

3 水産物の安定的供給の確保

- (1) 排他的経済水域内等の資源を回復させるため、TAC（漁獲可能量）制度等の適正な運営を図るとともに、資源管理指針に基づく資源管理計画の高度化に向けた取組に必要な財政措置を講じること。
- (2) 排他的経済水域内における外国漁船の違法操業を防止するため、監視・指導・取締体制を一層強化すること。
- (3) 栽培漁業、海面養殖業及び内水面漁業・養殖業の振興を図るため、「つく

り育てる漁業」を推進すること。

また、養殖業者等の安定的な経営を図るため、魚類防疫対策を強化すること。

4 漁場環境保全対策の推進

- (1) 漁場環境及び生態系の保全を図るため、藻場・干潟の保全・創造を推進すること。
- (2) 有害物質、有害プランクトン等による水質汚濁を防ぐため、各種水質保全対策を強化すること。
- (3) 内水面の生態系保全のため、外来魚や有害生物等の対策を推進すること。
- (4) 海上災害に起因する海洋汚染の未然防止策を徹底すること。

5 地域漁業の体質強化

- (1) 農林漁業用 A 重油石油石炭税及び軽油引取税に係る税制特例措置を恒久化すること。
- (2) 漁業者が代船建造等の設備投資を円滑に行えるよう、「漁業経営基盤強化金融支援事業」等による支援を強化すること。
また、「沿岸漁業改善資金」の償還期限の延長を図ること。
- (3) 水産加工業及び水産流通業の基盤強化を支援すること。
- (4) 漁業従事者の確保・育成を図るため、漁業技術の習得や経営管理能力の向上に関する支援策の継続・拡充を図ること。
- (5) 「漁港漁場整備長期計画」に基づき、大規模自然災害に備えた対応力強化や水産業の競争力強化等を推進するとともに、「水産基本計画」と連携し、漁港・漁場・漁村の整備を着実に実施すること。
- (6) 漁村を活性化するため、漁村の総合的な整備を行うとともに、渚泊を推進し、漁村と都市との共生・対流を図ること。
- (7) 漁業・漁村の6次産業化の施策の実施にあたっては、水産業経営の所得向上及び漁村地域の雇用創出等を講じること。

6 国際協定への取組

- (1) TPP11 協定、日 EU・EPA については、「総合的な TPP 等関連政策大綱」に基づき、水産物の再生産が引き続き可能となるよう、生産性の向上と競争力の強化に向けた支援を着実に実施すること。
- (2) EPA、FTA 及び WTO 交渉においては、我が国水産業の実情に配慮した交渉を行うこと。

第13 中小企業振興対策の強化

地方に所在する中小企業は、都市部に比べ回復基調にある景気の恩恵を受けることができず、依然として厳しい状況に置かれている。

経済の源泉である中小企業を活性化し、地域再生を図るためには、地域産業の育成、人材の確保、中心市街地の活性化など総合的な施策を展開することはもとより、即効性のある地域の経済対策を引き続き実行することが極めて重要である。

よって、下記事項の実現を強く要望する。

記

1 中小企業振興対策の拡充

改定された「小規模企業振興基本計画」を踏まえ、事業者と地域がともに持続的な発展を遂げることができるよう、産地産業の活性化や災害への対応力強化、担い手の確保・育成など、地域経済の構造変化や社会情勢、地域の実態を踏まえた取組に対する支援を着実に実施すること。

2 地域産業の育成及び人材の確保

- (1) 地域経済の活性化を図るため、地域の産学官金ネットワークの強化によるイノベーション創出環境の整備や研究開発等に積極的に支援すること。
- (2) 「中小企業地域資源活用促進法」に基づき、地域資源や技術を活用した新たな産業の創出や起業を行うための支援を拡充すること。
- (3) 「中小企業等経営強化法」に基づき、中小企業における新連携、創業、経営革新への取組みを支援するための施策を充実すること。
- (4) 伝統的工芸品産業の振興を図るため、技術の承継、意匠の開発を図るとともに、製作、販売の場の提供などに対し積極的な支援を行うこと。
- (5) 生産年齢人口の減少やグローバル化など地域経済の構造変化の影響を大

きく受けている中小企業・小規模事業者の人材を確保し、育成する事業を拡充すること。

- (6) 農林水産業との連携により新商品の開発や販路の拡大を図る農商工連携については、地域経済の活性化につなげるための支援策の強化を講じること。

3 町村の中心市街地の活性化

- (1) 地域中小小売店の振興を図るとともに、空洞化が深刻化している町村の中心市街地を活性化させるため、商業基盤設備及び商業施設の整備促進を図ること。
- (2) 地域コミュニティを担う商店街において、観光業との連携を図り、空き店舗への店舗誘致、買い物バスの運行、インバウンドや観光といった新たな取り組みなど、地域商業の活性化の取組みに対する総合的な支援を行うこと。

4 中小企業金融対策の充実強化

資金繰りが悪化している中小企業の事業継続や雇用を守るため、資金需要に十分対応しうる信用保証や融資制度の拡充等の支援を継続すること。

第14 環境保全対策の推進

地球温暖化対策など環境問題が世界的な取組みとなる中で、町村においても、地球温暖化対策を推進していくことが求められている。

これを実現するため、温室効果ガスの排出削減、自然の恵みの享受と継承、3R〔リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再利用）〕の資源生産性を高める取組を一層強化するとともに、町村が廃棄物処理や環境保全を総合的、計画的に展開する必要がある。

よって、下記事項の実現を強く要望する。

記

1 地球温暖化対策の推進

- (1) 町村が、その自然的社会条件に応じた地球温暖化対策の取組みを推進できるよう、必要な税財政上の措置を講じること。
- (2) 町村の「実行計画」に設定した温室効果ガス削減目標を達成できるよう、積極的な支援体制を構築すること。

2 循環型社会システムの構築

- (1) 「第4次循環型社会形成推進基本計画」に基づき、循環型社会形成に関する取組を総合的に推進すること。
- (2) 容器包装リサイクル制度の見直しにあたっては、制度を維持するため、循環型社会づくりの基本理念である拡大生産者責任の原則に基づき、デポジット制度の導入など事業者責任の強化を図るとともに、分別収集・選別保管にかかる町村と事業者の費用負担及び役割分担を確立すること。
- (3) 使用済小型電子機器等の再資源化は極めて重要であり、リサイクルの推進にあたっては、分別収集の事務を担う町村の財政負担とならないよう万全の措置を講じること。

なお、制度の見直しにあたっては、町村の実態を十分に踏まえること。

- (4) 家電リサイクル制度の見直しにあたっては、家電リサイクル料金を販売価格に含めるよう家電リサイクル法の改正を図るとともに、町村の意見を十分踏まえ、対象品目の見直しを行うこと。

また、不法投棄された廃家電の回収費用について、町村の財政負担とならないようにすること。

- (5) 不法投棄車の回収費用について、町村の財政負担とならないようにすること。

3 廃棄物処理対策の充実強化

- (1) 「廃棄物処理施設整備計画」に基づき、一般廃棄物処理の3R〔リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再利用）〕の推進及び廃棄物系バイオマスの利活用を図るなど、廃棄物処理施設の計画的な整備を推進するとともに、財政措置を充実強化すること。

- (2) 廃棄物処理施設の解体に係る適切な財政措置を講じること。

- (3) 産業廃棄物処理については、最終処分場の確保に対し、必要な財源措置を行うとともに、周辺地域の環境保全に対し、万全を期すること。

- (4) 産業廃棄物の不法投棄については、監視体制の充実により、未然に防止するための対策を強化すること。

- (5) 海岸漂着物地域対策推進事業については、今後とも継続し、町村の財政負担が生じないよう万全の措置を講じること。

なお、近年相次ぐ漂着木造船等については、回収・処理にあたる町村の実情を十分に考慮し、迅速な対応ができるよう財政支援の早期確定等、弾力的な運用を図ること。

- (6) 座礁船の船体撤去については、無保険等により地方公共団体がやむを得ずその費用を負担する場合があるため、全て国の責任において必要な措置を講じること。

4 有害化学物質対策の強化

- (1) ダイオキシン類等の有害化学物質の発生を防ぐため、ダイオキシン類排出抑制等の技術支援を強化すること。
- (2) 生体に悪影響を及ぼすとされる環境汚染物質について、早急にその有害性及び環境リスクを解明し、法規制などの抜本的対策を講じること。

第15 情報化施策の推進

町村の大部分は都市部から離れた農山漁村や中山間地にあり、離島や豪雪地帯などの条件不利地域も多く存在しており、少子高齢化、過疎化といった町村が直面する課題を解決するための手段として、Society5.0の実現が期待されるところである。

しかしながら、ICT（情報通信技術）を活用するために必要となる情報インフラの整備については、町村部は立ち遅れているのが現状である。

また、ICTの活用による行政手続等の利便性の向上並びに行政運営の効率化を図るためには、マイナンバー制度の円滑な運用が必要である。

よって、下記事項の実現を強く要望する。

記

1 情報化施策の推進

- (1) 住民基本台帳ネットワークシステムの運用については、市町村の事務負担の軽減を図るとともに、市町村が行うバックアップ、個人情報保護及びセキュリティ対策に対する技術的支援を充実すること。
- (2) 総合行政ネットワーク（LGWAN）の利活用の一層の促進を図るとともに、市町村における行政専用のネットワークへのアクセス回線の増強に必要な財政措置を充実強化すること。
- (3) 地域情報化のための地域公共ネットワークの整備を推進するとともに、地理的条件不利地域におけるデジタル・ディバイドを解消するため、移動通信用鉄塔、インターネット基盤、光ファイバ網、CATV施設等の整備を促進すること。

また、光ファイバ等の基盤整備後の維持・更新に要する経費の財政支援を講じること。

- (4) 障がい者、高齢者等を含めた誰もがICTを活用できる情報バリアフリー

環境を実現するための措置を講じること。

- (5) ICT 社会に対応した人材を育成するため、学校教育の情報化、情報リテラシーの向上、専門家の育成など総合的な施策を展開すること。

2 マイナンバー制度の円滑な運用

- (1) マイナンバー制度における個人情報保護方策やセキュリティ対策に係る国民の不安を払しょくするため、万全の措置を講じた上で、制度の安全性や信頼性を国民に丁寧の説明すること。

また、システムの運用にあたっては、安定的な稼働を図り、マイナンバーカードの円滑な交付に万全を期すること。

- (2) マイナンバー制度にかかる事務経費については、全額国の負担とすること。

また、システム改修や維持管理にかかる経費については、町村に超過負担が生じることのないよう、国の責任において財源を確保すること。

第16 地域保健医療の向上

我が国の医療をとりまく環境は、産科医、小児科医をはじめとする医師不足や診療科及び地域における医師の偏在の問題など極めて深刻な状況にある。

また、地域医療の確保のため重要な役割を果たしている自治体病院等は、採算性の確保が難しい医療を担っていることなどから、その多くが厳しい財政状況にある。

よって、下記事項の実現を強く要望する。

記

1 地域保健医療の充実強化

- (1) 産科医・小児科医・麻酔科医等をはじめとする医師不足や女性医師の離職、出産・育児等との両立、地域間・診療科間の医師偏在の実態を踏まえた医師確保対策を講じること。

また、新たな専門医制度については、医師の偏在を助長することなく、地域医療を担う医師が十分確保される仕組みとすること。

- (2) 過疎地域等への医師の勤務を義務付ける全国的なシステムを緊急に構築すること。
- (3) 保健師、助産師、看護師、薬剤師、栄養士等の専門職の養成・確保及び勤務環境の改善を促進するとともに、地域の偏在について早急に改善策を講じ、地域の実情に即した保健医療体制を構築すること。
- (4) 地域医療の中核として重要な役割を果たしている自治体病院等が健全かつ安定した経営を維持できるよう適切な財政措置を講じること。
- (5) 地域医療介護総合確保基金については、地域の実情に応じた基盤整備ができるよう、必要な財源を確保するとともに、町村に十分配慮した配分とすること。
- (6) 消費税率の引上げに伴い、病院事業の負担が増大することから、十分な

支援策を講じること。

- (7) 周産期医療及び小児救急医療をはじめとする救急医療体制の体系的な整備を推進するとともに、十分な財政支援を講じること。

また、産科、小児科に対する診療報酬の改善を図ること。

- (8) 難病等の特殊な疾病については国の負担とすること。
- (9) アスベストによる健康被害者の救済、今後の被害を未然に防止するため、アスベスト問題に係る総合的な対策を強化し、万全の措置を講じること。

2 へき地保健医療の確保

- (1) へき地における医療施設の整備、医療従業者の確保、情報通信の活用等、総合的なへき地保健医療対策を一層推進すること。
- (2) へき地における総合医の養成・確保については、早急に対策を講じること。
- (3) ドクターヘリ等救命救急ヘリコプター、巡回診療車（船）等の適切な運用を図ること。

第 17 医療保険制度の改善

国民健康保険制度は、国民皆保険制度の中核として国民生活を支える重要な役割を担っている。

その一方で、高齢化の進行や医療の高度化等に起因する医療費の増加に伴い保険料の国民負担が増加しているものの、保険料の収納率低下、滞納世帯の増加により国民健康保険財政は、大変厳しい状況に置かれている。

国民皆保険制度を堅持するためには、国民健康保険と被用者保険との一本化を図るとともに、安定的な財政運営や効率的な事業を確保するための施策を展開しなければならない。

また、高齢者医療制度についても、将来にわたる持続的かつ安定的な運営の確保が必要である。

よって、下記事項の実現を強く要望する。

記

1 医療保険制度の一本化の積極的な推進

我が国の医療保険制度の将来像を明確化し、各医療保険制度間の給付と負担の公平化を図るため、全ての国民を対象とした医療保険制度の一本化を積極的に推進すること。

2 国民健康保険制度の安定的な運営

- (1) 国民健康保険については、平成 30 年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、財政基盤の強化の面で一定の前進が図られたところであるが、今後の医療費の増嵩に対応し、将来にわたって制度の安定的かつ持続的な運営を確保する観点から、国が主体となって運営すること。
- (2) 国民健康保険については、新制度の運用状況や今後の医療費の増嵩、加入者の動向等を踏まえ、各自治体の実情に応じて財政支援を講じるなど、

国保基盤の強化を図ること。

- (3) 都道府県と市町村の役割分担や各種制度の見直し等により、システムの更改等が必要となる場合には、そのための経費について、国の責任で全額措置すること。
- (4) 普通調整交付金が担う自治体間の所得調整機能は極めて重要であることから、新制度施行後においても引き続き堅持すること。
- (5) 診療報酬体系及び薬価基準を見直し、医療費の適正化を図ること。
- (6) 都道府県において保険料水準の平準化や保険料算定方式の統一への取組みを拙速に進めることのないよう、各都道府県の動向を注視し、適切な助言を行うこと。
- (7) 子どもの医療費助成等の地方単独事業を実施している市町村に対する国民健康保険の国庫負担減額調整措置については、極めて不合理な措置であることから全面的に廃止すること。
- (8) 特定健康診査・特定保健指導が円滑に実施されるよう適切な措置を講じること。

3 高齢者医療制度の安定的な運営

- (1) 高齢者医療制度については、財政基盤の強化及び運営責任の明確化などの観点から、国が主体となって運営すべきであるが、後期高齢者医療制度は定着していることから、当面は現行の枠組みを維持し、必要な改善を加えながら、安定的な運営の確保に努めること。
また、制度の必要な見直しを行う場合には、地方と十分協議を行うこと。
- (2) 後期高齢者医療制度の保険料軽減特例の見直しにあたっては、きめ細かな激変緩和措置を講じるなど、被保険者が混乱しないようにすること。

第18 介護・高齢者福祉の充実強化

我が国の高齢者の人口割合は、世界最高水準となっており、今後もますます高齢化が進行することが見込まれている。

こうした中、高齢者が生きがいを持ち、安心して暮らせる社会をつくるため、介護・高齢者福祉施策のさらなる充実を図る必要がある。

特に、介護保険制度については、高齢化の進展に伴い、サービス利用者の数は増加の一途を辿り、総費用は年々増加し、市町村における地域間格差も生じている。

高齢者が住み慣れた地域で生活を維持できるようにするためには、地域包括ケアシステムの構築を実現し、同制度の円滑かつ安定的な運営を図ることが喫緊の課題である。

よって、下記事項の実現を強く要望する。

記

1 介護保険制度の円滑かつ安定的な運営

- (1) 介護保険制度については、将来にわたり安定的で公平かつ公正な制度として維持していく観点から、国が主体となって運営すべきであるが、まずは、都道府県で運営を行うこと。
- (2) 介護サービスが適切に実施できるよう、介護基盤の整備を促進するとともに、介護従事者の養成・確保及び処遇の改善等について、必要な財政措置を講じること。
- (3) 「自立支援」と「在宅重視」の基本理念に則り、被保険者が重度の要介護状態になった場合においても、可能な限り在宅生活が継続できるように在宅支援体制の整備を図ること。
- (4) 調整交付金については、国庫負担の外枠として措置すること。

また、調整交付金は保険者の責めによらない要因による第1号保険料の

水準格差の調整を行うものであることから、その機能を引き続き堅持すること。

- (5) 財政安定化基金に係る財源は町村の負担としないこと。
- (6) 介護報酬の算定基準について、事業者が適切な運営とサービスの質の確保ができるよう、各種介護保険サービスの実態を十分踏まえ、適切な見直しを行うこと。

また、地域性にも十分配慮したものとすること。

- (7) 地域医療介護総合確保基金については、地域の実情に応じた基盤整備ができるよう、必要な財源を確保するとともに、町村に十分配慮した配分とすること。
- (8) 「介護予防・日常生活支援総合事業」を円滑に実施するため、町村の実情を踏まえ、十分な財政措置を講じるとともに、人材や受け皿の確保、生活支援サービス等を担う NPO やボランティア等の参入促進のための支援策を充実すること。
- (9) 中山間地域や離島等においても、サービス提供事業者等による介護サービスが適切に提供できるよう、新たな支援策を講じること。
- (10) 保険者機能強化推進交付金の前提となる指標を用いた取組の評価については、地域によって不公平が生じることのないようにするとともに、保険者の制度運営に支障を来さないようにすること。

また、保険者機能強化推進交付金の財源に調整交付金を活用しないこと。

- (11) 認定調査員、介護支援専門員、認定審査会委員、地域生活支援コーディネーター等の研修を充実すること。

2 高齢者福祉の充実

- (1) 認知症の高齢者に対する総合的対策の推進を図ること。
- (2) 働く意欲のある高齢者が多様な就業の機会を確保できるよう、雇用対策を充実させること。

第19 少子化対策・障がい者福祉施策の推進

我が国の少子化問題は、高齢化の進行と相まって、社会経済に大きな影響を与えている。とりわけ、若年層の人口流出が著しい町村部においては、地域社会を維持存続する上で、非常に深刻な問題であることから、仕事と子育ての両立、子育ての負担感の解消、男女共同参画の推進など多方面から対策を施し、我が国の将来を支える子ども達を地域一体となって育む必要がある。

一方で、障がいのある人も普通に暮らし、地域の一員として、共に生きる社会を実現するため、障がい者・障がい児の福祉施策を推進していかなければならない。

よって、下記事項の実現を強く要望する。

記

1 少子化対策の推進

- (1) 市町村が地域の実情に応じサービスを安定的に実施できるよう、子ども・子育て支援新制度の量及び質の充実に向けて、必要な財源を確実に確保すること。
- (2) 幼児教育・保育の無償化の実施にあたっては、地域の実情や多様な保育形態等を踏まえ、保育の質の確保を前提として、対象者及び対象施設の公平性を確保するとともに、国の責任において、必要な地方財源を確実に確保すること。
また、新たに生じる地方の事務負担については、軽減を図るとともに、十分な財政措置を講じること。
- (3) 地域の実情に応じた多様な保育を提供するため、保育所整備の促進、放課後児童クラブの拡充等を図り、子育て支援施策を総合的に推進すること。
- (4) 保育士の養成・確保を図るとともに、処遇改善等の対策を強化すること。
- (5) 中学校卒業までの医療費の無料化を全国一律の制度として創設すること。

- (6) 男女共同参画社会の実現に向け、第4次基本計画を着実に推進すること。
- (7) 若者の就労支援等の自立促進を図ること。

2 障がい者福祉施策の推進

- (1) 「障害者総合支援法」に基づく事業を実施主体である市町村が安定的に運営できるよう、地域の実情を十分踏まえ、必要な財源を確保すること。
- (2) 障害者（児）施設の整備促進を図るとともに、各種公共施設及び公共交通機関のバリアフリー化に係る適切な措置を講じること。
- (3) 「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」の施行にあたっては、町村が円滑に障害者雇用を進められるよう適切な支援措置を講じること。

第20 教育・文化の振興

将来を担う子どもや青少年の育成を目指して創造的で豊かな心を育てる教育の実現を期するとともに、国民の生涯にわたる教育、文化等の振興・充実を図る必要がある。

よって、下記事項の実現を強く要望する。

記

1 義務教育の充実改善

- (1) 地域の実情に応じ、創意・工夫をこらした教育を行うため、教職員の人材確保等において地域間格差が生じることをないよう十分に配慮した上で、権限及び財源を地方に移譲すること。
- (2) 加配定数を含む教職員定数の在り方を見直して機械的に削減することは、強制的な学校の統廃合につながり、地域コミュニティの衰退を招くことから、決して行わないこと。
- (3) 地域の実情に応じたきめ細かな指導を行うため、少人数教育を推進し、複式学級を含む学級編制及び教職員定数の標準を見直すとともに、必要な財政措置を講じること。
- (4) 小・中学校の普通学級に在籍する障がいのある児童・生徒に対する教職員、支援員等の配置や施設整備について十分な財政措置を講じるなど、特別支援教育の充実を図ること。

2 児童生徒の安全対策等の強化

- (1) 登下校中に児童生徒が犯罪に巻き込まれる事件が多発していることから、安心して学べる環境を確保するため、通学路や小中学校内の警備・警戒体制を強化する「地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業」について必要な財政措置を講じること。

- (2) 学校施設は、児童生徒が一日の大半を過ごす学習・生活の場であると同時に、大地震など災害時における地域住民の応急避難場所の役割を果たすことから、老朽化対策及び防災機能強化について必要な財政措置を講じること。
- (3) いじめ、暴力行為や不登校など児童生徒の問題が依然として憂慮すべき状況にあり、高度に専門的な知識・経験を有する「スクールカウンセラー」を活用するなど学校におけるカウンセリング機能を拡充するとともに、効果的に配置できるよう適切な措置を講じること。

3 学校における食育の推進

学校給食における地場産物の活用や米飯給食の充実など、学校における食育の推進を図ること。

4 へき地学校の通学条件の改善

遠距離通学費及びスクールバス・ボート等購入費に対する必要な財政措置を講じること。

5 小・中学校等放送受信料免除措置の継続

小学校、中学校等に対する放送受信料免除措置は、今後とも継続すること。

6 青少年健全育成対策の充実

青少年の健全育成に向け、社会環境の整備等の対策を図ること。

7 スポーツ・文化施設の長寿命化、機能向上等

老朽化したスポーツ・文化施設の安全の確保、長寿命化のための施設改修や建替え・新設、各種装置の高度化、施設の多機能化、省エネルギー化・バリアフリー化等の機能向上に対する国の財政措置を創設すること。

8 2020年東京オリンピック・パラリンピック開催に向けた取組支援

東京オリンピック・パラリンピックに向けて、文化スポーツを活かしたまちづくりのために、ユニバーサルデザインやバリアフリー化の推進を含め、地方が実施する基盤施設の整備や既存施設の更新・機能向上に対する財源措置、日本の伝統文化を発信する場の創設、地域の特色ある産物の普及促進、地方における選手強化の取組や事前キャンプ地の誘致など、地方の取組を支援すること。

9 文化財保護の充実

文化財の保存・活用等に係る取組を推進するとともに、市町村が行う文化財保護・保存措置の経費に対する十分な財政措置を講じること。

第 21 生活環境施設の整備促進

国民の健康で文化的な生活及び社会経済活動を支える基幹施設として整備する水道、下水道、污水处理施設、公園等の生活環境施設は、老朽化に伴う安全対策や安定的なサービス提供のための広域化など対処すべき課題も多く残されている。

また、人口減少等の影響により、適切な管理が行われていない空き家が増加し、その老朽化に伴い、衛生、景観、保安などの面で問題が深刻化していることから、空き家に対する総合的かつ計画的な施策を推進する必要がある。

よって、下記事項の実現を強く要望する。

記

1 水道施設の再構築及び安全強化

老朽化した水道施設の再構築事業及び安全強化について財政措置を講じること。

2 污水处理施設の整備促進

(1) 「社会資本整備重点計画」に基づき、町村の污水处理施設整備を重点的に推進するとともに、財政措置を充実すること。

また、特定環境保全公共下水道事業の整備の促進を図ること。

(2) 生活排水等による公共用水域の汚濁防止等を推進するため、浄化槽設置整備事業及び浄化槽市町村整備推進事業の推進を図ること。

3 上水道・簡易水道・下水道事業の安定的経営の確保

(1) 上水道・簡易水道・下水道事業については、サービスを将来にわたり安定的に提供していくため、広域的な連携・協力体制の構築など広域化の推進が重要であり、技術的・人的支援と併せ、財政措置を充実・強化するこ

と。

また、上水道事業に統合された旧簡易水道の給水区域に対し、従前のサービス水準が維持できるよう、統合前と同様の国庫補助対象とすること。

- (2) 経営環境が厳しさを増している上水道・簡易水道・下水道事業の公債費負担を軽減し将来にわたる経営の安定化に資するため、これらの事業に係る既往の公営企業債について、公営企業借換債（補償金免除繰上償還）制度を復活すること。

4 公園等の整備促進

- (1) 「社会資本整備重点計画」に基づき、町村の公園整備を重点的に推進するとともに、財政措置を充実すること。
- (2) 良好な水辺空間を創造する事業や多自然川づくりなど、潤いのある河川環境を保全・創出する事業を積極的に推進すること。

5 空き家対策の推進

町村が空き家対策を適切かつ円滑に実施できるよう、町村の空き家対策に要する費用、特に行政代執行の費用等に対し、必要な財政上の措置を講じること。

また、空き家等の利活用を促進するための支援制度を拡充すること。

第 22 消防体制の強化

地域住民の生命・財産を守るため、消火・救急・救助体制の整備を促進するとともに、消防団の充実を図るなど、消防力を強化することが必要である。よって、下記事項の実現を強く要望する。

記

1 消防体制の充実強化

- (1) 消防の広域化にあたっては、引き続き町村の実情を十分考慮し、必要な財政措置を講じること。
- (2) 多様化する災害に対応するため、消防の科学化を促進するなど消防防災施設整備について、適切な措置を講じること。
- (3) 緊急消防援助隊設備整備費補助金に係る零細補助基準額の引き下げ及び実勢価格に合った基準額の見直しを行うとともに、所要額を確保すること。
- (4) 災害時における的確な情報の収集・伝達を行うため、防災行政無線のデジタル化の整備をはじめ高度防災情報通信体制の整備促進を講じるとともに、財政措置を充実強化すること。
- (5) 救急現場・搬送途上の医療を充実するため、高規格救急自動車、消防防災ヘリコプター、高度救命処置用資機材等の整備を推進するとともに、救急救命士の養成確保と能力拡大を図ること。
- (6) 山村豪雪地域、過疎地域、離島等の厳しい自然条件下にある町村に対し、それぞれの実情に即応した消防施設の整備について、適切な措置を講じること。

2 消防団の充実強化

消防団は地域防災体制の中核的存在として重要な役割を果たしているため、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」に基づき、消防

団員の確保、施設装備の充実及び教育訓練の改善等、消防団の充実強化が図れるよう、必要な措置を講じること。

3 国民保護法制の円滑な運用

国民保護に必要な資機材等の整備支援や地方公共団体の危機管理研修の充実強化等、有事における国民保護に関する措置を充実すること。

第 23 人権擁護の推進

我が国においては、基本的人権の尊重を基本理念の一つとする「日本国憲法」の下で、国及び地方公共団体により、人権に関する諸制度の整備や諸施策の推進が図られてきた。

しかしながら、人権侵害、障害を理由とする差別の問題や、我が国固有の人権問題である同和問題も依然として存在しており、引き続き問題の解決に向けた積極的な取組みが必要である。

よって、下記事項の実現を強く要望する。

記

- 1 「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」に基づき、人権教育及び人権啓発に関する施策をさらに推進すること。
- 2 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」に基づき、町村が実施する社会的障壁の除去のための取組に対し、十分な財政措置を講じること。
- 3 「地対財特法」失効に伴い一般対策に移行した事業を引き続き円滑に実施できるよう十分な財政措置を講じること。
- 4 独立性、迅速性、専門性を備えた実効性のある人権救済制度を早急に確立すること。

第24 交通体系の整備促進

日常生活の基盤としての町村道、高規格道路等の道路網の整備を図るとともに、地方における交通体系を維持する必要があることから、鉄道、空港、港湾等の整備を総合的に促進しなければならない。

よって、下記事項の実現を強く要望する。

記

1 道路網の整備促進

- (1) 「社会資本整備重点計画」に基づき、町村道の整備を重点的に推進するとともに、地域生活に密着した道路整備が安定的に実施できるよう、財政措置を充実すること。

また、国道・都道府県道及び市町村道の均衡ある道路網の整備を推進すること。

- (2) 高規格幹線道路、地域高規格道路の整備及びこれに関連する幹線道路の整備を推進すること。
- (3) 道路整備における「事業の必要性」・「費用対効果」の判断にあたっては、町村の意見を十分踏まえ、災害防除対策、交通安全施設整備など地域の実情を適切に反映すること。

2 地域交通対策の促進

- (1) 地域住民に不可欠な地方バス路線については、赤字路線を多く抱える町村の実情に鑑み、路線維持対策に必要な財政措置を講じること。
- (2) 離島航路、ローカル鉄道などの地域公共交通の維持・再生については、適切な財政措置を講じること。

3 JR北海道等に対する支援

JR北海道等の民営化後の経営は、社会環境の変化や経営安定基金の運用益の低迷等により巨額の赤字が見込まれるなど、安定化には程遠い状況にある。

地域住民の通学・通勤などの足として重要な役割を担うとともに、地域の経済活動の基盤となるJRの全国鉄道網を維持するため、JR北海道等に対し、脆弱な経営基盤を再建し、将来にわたり安定した経営を行うことができるよう、積極的な支援を行うこと。

4 鉄道、空港、港湾の整備促進

- (1) 整備新幹線の建設中区間の建設を促進するとともに、未着工区間についても整備スケジュールを明確化するなど、新幹線鉄道網の整備を推進すること。
- (2) 新幹線の基本計画路線については、整備計画路線への格上げに向け必要となる調査を早期に実施すること。
- (3) 地方空港路線が地方の産業・経済及び地域住民の生活に非常に多くの便益を与えていることを踏まえ、全国の航空ネットワーク及び地方路線の維持のための措置を講じること。
- (4) 国内及び国際物流と交流の拠点となる港湾施設の整備を推進すること。

第 25 国土政策の推進

少子・高齢化の急速な進展、グローバル化、ICT の発展等環境の変化に即応して、国土の均衡ある発展を推進する一方、国土の保全に努める必要がある。

また、エネルギーは国民経済の健全な発展と国民生活の安定のために不可欠であることから、エネルギー政策は安全性を前提とした上で、エネルギーの安定供給を第一とし、経済効率性の向上による低コストでのエネルギー供給を実現し、同時に、環境への適合を図ることが必要である。

よって、下記事項の実現を強く要望する。

記

1 国土形成計画法に基づく「国土形成計画」の推進

国土形成計画（全国計画）に基づき、人口減少の克服・地方創生の観点から、都市と農山漁村の共生する社会が実現されるよう、町村の取組を積極的に支援すること。

2 社会資本の老朽化対策

防災・減災に資する国土強靱化に向け、「防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策」を着実に実施するとともに、社会資本の老朽化対策を総合的に推進すること。とりわけ、橋梁・トンネルの修繕や点検に対しては、技術的・人的支援や必要な財政措置を講じること。

3 国土保全対策の強化

- (1) 「社会資本整備重点計画」に基づき、治水事業、急傾斜地崩壊対策事業、海岸事業の積極的な推進を図ること。
- (2) 電気・ガス、上下水道等のライフライン施設や基幹となる交通・通信施設等の災害に対する安全性・信頼性を強化すること。

4 国土調査事業の強化及び土地台帳の制度化

全国の土地所有・利用実態を速やかに把握するため、土地台帳制度を構築し、地籍調査については公共事業により推進を図ること。

5 所有者不明土地対策の推進

所有者不明土地については、今後、一層増加することが見込まれることから、発生を予防する仕組みや放棄された土地の管理責任の所在等にかかる制度を構築し、その解消を促進すること。

6 エネルギー対策の推進

- (1) エネルギーの安定供給のためエネルギー需給構造を確立すること。
- (2) 再生可能エネルギーの導入拡大に向け、積極的な支援や財政措置を講じること。
- (3) 住民生活や企業活動・雇用に影響を及ぼすことのないよう、電力の安定供給に努めるとともに、発電コストの増加を抑え、安易に電気料金の引き上げを行わないようにすること。
- (4) 原発の安全規制体制に対する信頼性を回復するため、国による検査・監督を実施・強化するとともに、地元町村への迅速な情報提供の徹底を図ること。
- (5) 原発の再稼働にあたっては、新規制基準のもと、未曾有の自然災害等を想定した検証を徹底的に行うとともに、地元町村や住民の十分な理解を得ること。
- (6) エネルギー施設の立地地域に対して、電源立地地域対策交付金をはじめとする財政措置の充実強化を図ること。

7 水資源対策の推進

- (1) 水源地域における生活環境、産業基盤を整備し、水源地域住民の生活の安定と福祉の向上を図るため、水源地域対策特別措置法成立前の既設ダム

を有している町村を含め、ダム所在町村に対するきめ細かな財政措置を講じること。

また、水道の安全性を確保する観点から、水源地域と上下流に渡る河川における廃棄物の不法投棄及び有害物質の排出抑制のための監視・指導を行う枠組みの策定等を早急に構築すること。

- (2) 今後の水資源政策の推進にあたっては、各水系の新たな水資源開発基本計画（フルプラン）の策定を含め、大規模災害や異常渇水をはじめとするさまざまな危機時において、必要な水が安定的に確保できるようリスク管理型の水安定供給に向けて必要な対策を講じること。
- (3) 水源複層林の整備及び水源林対策の拡充を図るとともに、放置山林の対策を強化すること。
- (4) 外国資本等による水源地やその周辺地域の買収等について、安全保障及び公益性の観点から、国民共有の貴重な財産である水資源を守るため、有効な対策を検討すること。

第 26 北方領土の早期返還の実現、竹島の領土権確立 及び尖閣諸島海域での安全操業の確保

歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島からなる「北方四島」及び島根県隠岐島北西約 158km に位置する「竹島」、南西諸島西端に位置する「尖閣諸島」は我が国固有の領土である。

しかしながら、北方四島及び竹島の領有権に係る問題は、長年にわたる交渉にもかかわらず、未だ解決されていない。

また、尖閣諸島海域への中国の公船や漁船による侵犯が頻発しており、我が国の漁業の安全な操業に影響を及ぼしている。

国においては、これらの問題の解決のため、精力的に外交交渉を行う必要がある。

よって、下記事項の実現を強く要望する。

記

1 北方領土の早期返還の実現

北方領土の早期返還は、国民の多年にわたる念願であり、国は、日ロ両国首脳の合意である「日ロ関係に関する東京宣言（平成 5 年 10 月）」等を踏まえ、今後も引き続き、北方四島の早期返還実現のため、粘り強く外交交渉を続けるとともに、国民世論の啓発及び国際世論の喚起に積極的に努めること。

2 竹島の領土権確立

- (1) 我が国固有の領土である竹島の領土権を侵害する動きに対しては、厳重に抗議を行うとともに、国際司法裁判所における解決を含め、領土権の早期確立に向けた強力な外交交渉を行うこと。
- (2) 竹島周辺漁業における安全操業の確保を図ること。
- (3) 竹島問題に対する取り組みを北方領土と同様に強化するとともに、国民

への積極的な啓発活動を展開すること。

3 尖閣諸島海域での安全操業の確保

尖閣諸島海域の監視・警備体制の強化を図り、我が国の漁業者が自由かつ安全に操業・航行できるよう、適切な措置を講じること。

第 27 基地対策の推進

基地を抱える町村は、我が国の安全保障の一端を担うと同時に、騒音問題や事件・事故、環境問題など、長年の間、基地の存在による過重な負担を背負っている。

我が国の安全保障に係る負担は、本来国民全体で背負うべきであるが、実際は基地が所在する町村の負担により成り立っているのが現状であり、基地の負担軽減に向けた対応及び特別の財政措置が必要である。

よって、下記事項の実現を強く要望する。

記

1 基地の負担軽減対策

- (1) 米軍基地の整理・縮小及び返還を推進すること。
- (2) 国民の生命・財産と人権を守る立場から、日米地位協定を抜本的に見直すとともに、基地周辺の住民生活の安全確保に万全の措置を講じること。

2 基地対策関係予算の充実強化

- (1) 国有提供施設等所在市町村助成交付金（基地交付金）及び施設等所在市町村調整交付金（調整交付金）の充実を図ること。
- (2) 基地周辺住民の基地に対するさらなる理解と協力を得るため、特定防衛施設周辺整備調整交付金などの基地周辺対策費を強化すること。

第 28 特定地域の振興

過疎、半島、豪雪、離島、奄美・小笠原・沖縄、旧産炭、鉱山所在地など特定地域の振興を図る必要がある。

よって、下記事項の実現を強く要望する。

記

1 過疎地域の振興

- (1) 令和2年度末に期限切れとなる「過疎地域自立促進特別措置法」について、総合的な過疎対策を講じ、過疎地域の振興が図られるよう、新たな過疎対策法を制定すること。

また、制定にあたっては、過疎町村の意見を十分反映させること。

- (2) 地方交付税を充実し、過疎地域町村の財政基盤を強化すること。

また、過疎地域の自立促進を図るため、過疎対策事業債、辺地対策事業債の所要額を確保すること。

- (3) 都市との交流、多様な主体の協働等による地域社会の活性化と人材の育成・活用等による総合的な集落対策を積極的に推進するための支援措置を拡充・強化すること。

- (4) 過疎地域における郵政サービスが果たす役割を十分踏まえ、郵便事業の低下をきたすことのないよう必要な措置を講じること。

2 半島地域の振興

- (1) 半島地域の振興に資するため、半島振興法に基づき関係道府県が策定する「半島振興計画」に基づく施策が着実に実現できるよう金融・税制・財政上の支援措置を充実すること。

- (2) 国土幹線軸からの遠隔性を解消するため、道路、鉄道、港湾等の交通基盤の整備を促進すること。

- (3) 観光基盤の整備を促進し、半島地域の優れた観光資源を活用した観光レクリエーション産業を育成すること。
- (4) 地理的条件から水資源の乏しい半島地域の総合的な水資源対策を推進すること。
- (5) 全国平均と比較して遅れている下水道処理施設等の整備を促進すること。

3 豪雪地帯の振興

- (1) 「豪雪地帯対策基本計画」に基づく豪雪地帯対策の推進にあたっては、道府県計画を最大限尊重し、総合的な豪雪対策を推進すること。
- (2) 冬期交通を確保するため、道路、歩道、鉄道及びバス路線等の除雪・防雪・凍雪害防止対策の充実を図ること。
また、除雪機械に係る燃油価格の高騰に対処するため、揮発油税及び軽油引取税の減免措置を講じること。
- (3) 積雪による通信機能の停滞を防ぐため、通信用施設の整備促進と雪害防除策の強化を図ること。
- (4) 耐雪耐寒構造の学校教育施設、生活環境施設、社会福祉施設等各種公共施設の整備を促進すること。
- (5) 冬期無医地区等に対する医療体制を強化すること。
- (6) 豪雪地帯町村に対し、地方交付税の傾斜配分強化を図るとともに、地方債の起債枠を拡大すること。
- (7) 雪下ろしが不要となる克雪住宅の普及に係る支援を促進すること。
- (8) 雪処理の担い手を確保するため、ボランティアの育成や地域外からの応援に対する支援策を講じること。
- (9) 雪崩、地すべり、地吹雪等から人命や財産を守るため、雪害防止対策を強化すること。
- (10) 冬期における消防機能の低下を防ぐため、消防施設・設備の整備に係る財政措置を拡充すること。
- (11) 異常気象により生じる大雪による集落の孤立を未然に防ぐ道路対策など

について、豪雪地帯として指定されていない地域も含め、調査研究を充実するとともに、併せて雪による道路交通遮断の防止方策、迅速な復旧体制の確立等、万全の対策を講じること。

4 離島地域の振興

- (1) 「離島振興法」に基づく、「離島振興基本方針」及び「離島振興計画」に則り、離島の自立的発展を促進し、島民の生活の安定及び福祉の向上を図るとともに、人口の著しい減少の防止と定住の促進を図るための施策等を積極的に推進すること。
- (2) 国の責務に則り、「離島振興基本方針」及び「離島振興計画」に基づく予算額を確保すること。
- (3) 「離島活性化交付金」について、個々の離島の実情に即した「離島活性化交付金等事業計画」を十分尊重し、交付金の拡充強化を図ること。
- (4) 離島の活性化と定住促進のため、「離島特別区域制度」の詳細設計を定めた新たな法制度を早急に検討すること。
- (5) 離島航路・航空路は、離島住民にとって生命線であり、人の往来及び生活に必要な物資等の輸送に要する費用が他の地域に比較して多額である状況を改善するため、全ての離島航路・航空路を安定的に維持存続するための支援策の抜本強化を盛り込んだ「離島航路・航空路支援法（仮称）」を早期に制定すること。
- (6) 「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法」に基づき創設された「特定有人国境離島地域社会維持推進交付金」事業において、雇用機会の拡充、全ての利用者を対象とした航路・航空路運賃低廉化、カーフェリー等自動車航送料金低減等の対策を拡充強化し、所要額を確保すること。

5 奄美・小笠原・沖縄地域の振興

- (1) 奄美群島にあっては、新たな「奄美群島振興開発特別措置法」に基づき、

群島の自立的で持続可能な発展に向けた諸施策を積極的に推進するとともに、奄美群島振興交付金を充実確保すること。

- (2) 小笠原諸島にあっては、新たな「小笠原諸島振興開発特別措置法」に基づき、島の実情に即した交通・観光・産業基盤及び生活環境施設の整備、定住環境の改善等、自立的発展に向けた諸施策を積極的に推進するとともに、所要額を確保すること。
- (3) 沖縄にあっては、「沖縄振興特別措置法」に基づく「沖縄振興計画」に則り、道路、空港、港湾及び漁港等産業基盤の整備を促進するとともに、定住条件の整備、地域特性に応じた産業振興に取り組み、持続可能な離島地域社会を形成するための諸施策を積極的に推進すること。

6 旧産炭地域の振興

産炭地域の振興に大きな役割を果たしてきた国の石炭政策は平成 13 年度をもって終了し、法失効後の施策として、5 年間の激変緩和措置が実施されてきたが、平成 18 年度をもって終了した。

しかし、多くの旧産炭地域町村においては、今なお人口の流出、財政の悪化、ぼた山・鉱害の残存等多くの課題を抱えている。

国は、このような旧産炭地域の厳しい現状を直視し、地域の実情に即した振興対策を講じること。

7 鉱山所在地域の振興

我が国の金属鉱山は、金属価格の下落に伴い、その多くが閉山に追い込まれている。

しかしながら、鉱山所在地では、閉山後も健康被害、農作物被害、漁業被害等深刻な鉱害をもたらすヒ素、カドミウム、鉛等の重金属を含む抗排水対策を行う必要がある。

よって、国はこのような現状を踏まえ、鉱山所在地域の振興対策を講じること。

